

大阪市水道局緊急節電対策プロジェクトチーム設置要綱

(平成 24 年 6 月 7 日局長決)
(最近改正 令和 6 年 3 月 29 日総務課長決)

(設置)

第 1 条 水道局施設並びに事務事業における節電対策、お客さまへの協力依頼、計画停電に向けたリスク管理など、電力需給の現状を踏まえた総合的な緊急節電対策の取りまとめを行うため、大阪市水道局緊急節電対策プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 プロジェクトチームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水道局施設並びに事務事業における節電対策に関すること
- (2) 節電対策に伴うお客さまへの影響に関すること
- (3) 計画停電対策に関すること
- (4) その他前条に定める目的を達成するためリーダーが必要と認める事項

(組織)

第 3 条 プロジェクトチームは別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 リーダーは、プロジェクトチームの会議を招集し、主宰する。

3 リーダーが必要と認めるときは、第 1 項に規定する者以外の者に会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第 4 条 プロジェクトチームの事務局は、総務課長、危機管理担当課長及び設備課長とする。

(施行の細目)

第 5 条 この規定の施行に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 4 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

役割	補職
リーダー	理事
サブリーダー	総務部長
サブリーダー	工務部長
サブリーダー	企画担当部長
サブリーダー	お客さまサービス担当部長
サブリーダー	水道センター統括担当部長
サブリーダー	浄水統括担当部長
事務局	総務課長
事務局	危機管理担当課長
事務局	設備課長
	企画課長
	D X推進課長
	お客さまサービス課長
	計画課長
	配水課長
	給水課長
	東部水道センター所長
	柴島浄水場長
	庭窪浄水場長
	豊野浄水場長